

第24回

政策評価に関する有識者会議

2015年6月29日

金融庁 総務企画局政策課

午後5時27分 開会

○大島政策評価室長 定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいですので始めたいと思います。

本日は大変お忙しい中、有識者委員の方々におかれましては、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから第24回目の政策評価に関する有識者会議を始めさせていただきます。

まず会議を始める前に、金融庁側のメンバーにつきまして簡単にご紹介をさせていただきますと思います。長官の細溝でございます。

お時間も限られておりますので、ほかのメンバーにつきましては、お手元の配席表をもちましてご紹介に代えさせていただきますと存じます。

本日の議事進行は、富田座長にお願いしてございます。それでは、富田座長、よろしくお願いいいたします。

○富田座長 本日は、皆様ご多忙のところご参集くださりましてありがとうございます。議事次第に従いまして、平成26年度実績評価書(案)、平成27年度政策評価実施計画(案)及び平成27年度事前分析表(案)について、事務局よりまず説明を受けまして、それから皆様のご意見を伺いたいと存じます。

報道関係者の方々におかれましては、ここでカメラ撮影は終了とさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。また、傍聴されておられます皆様方におかれましては、静粛に傍聴されますことをお願いいいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいいたします。

○大島政策評価室長 私のほうから平成26年度実績評価書(案)、平成27年度政策評価実施計画(案)などにつきまして、お手元の資料に沿って、ごく簡単にご説明をさせていただきます。

まず、A3の1枚紙がございます。これは26年度の実績評価(案)と27年度の実施計画(案)の概要でございます。その次に、またA3の資料をつけておりますが、こちらはそれぞれの事務事業につきまして、もう少し詳しく述べたものとその評価結果、AやBといった評価結果でございますが、それとその判断根拠、そして一番右の欄には27年度の主な事務事業を記載しております。そして、次のA3の1枚紙でございますが、これは26年度の実績と25年度の実績を比較した表でございます。その後につけておりますのが、26年度の実績評価書(案)の本体、27年度の実施計画(案)の本体、そして27

年度の事前分析表などがございます。

それでは、最初のA3の資料をご覧いただければと思います。一番左の欄に基本政策／施策と書かれております。基本政策としては、経済成長の礎となる金融システムの安定などが挙げられておりますが、具体的な施策の数としては合計で20ございまして、それぞれの主な実績をその右の欄に記載してございます。そして、その評価を測定結果の欄に示しております。

評価は一昨年までは3段階で行ってございましたが、昨年からはS、A、B、C、Dの5段階で評価しております。目標を達成したと考えられる施策はAをつけておりまして、26年度は8つの施策にAをつけさせていただいております。そして、相当程度進展があったと考えられる施策がBということで、これは12の施策につけさせていただいております。

お時間の制約もございまして、この20の施策全てにつきましてご説明申し上げるのは割愛させていただきますけれども、ご参考までに、次の資料A3の16枚紙をご覧いただければと思います。

26年度に実施をいたしました事務事業のうち、主な実績につきましては下線を引いてございます。そして、一番右の欄には27年度に実施する事務事業を記載しておりますが、こちらにつきましては新規性の強いものに下線を引いてございます。

そして、次の資料、A3の1枚紙をご覧いただければと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、これは26年度の実績と25年度の実績を比較した表でございますけれども、25年度はAが6つ、Bが13、Cが1つございましたが、26年度につきましては、Ⅲの1「市場インフラの構築のための制度・環境整備」とⅢの4「市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備」につきまして、BからAに上げさせていただいております。

また、Ⅳの4「金融行政についての情報発信の強化」につきましては、CからBとさせていただいております。その結果、26年度はAが8つ、Bが12となっております。

簡単ではございますけれども、私からの資料の説明は以上でございます。

それでは、座長、よろしく申し上げます。

○富田座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご意見等を伺いたいと思います。恐縮でございますけれども、私の左側よりお二人ずつご意見等を伺いまして、そこで一旦区切って、金融庁側からお答えをいただきたいと思います。

それでは、まず翁委員、神作委員からご意見等を賜りたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

○翁委員 ありがとうございます。まず、金融システムの安定のところに关しましては、金融モニタリングレポートを公表したり、またさまざまな規制の整備を行ったり、それから金融セクターに内在するリスクを積極的に把握するなど、いろいろとご努力なさってきているということはよくわかります。幾つか、今後の平成27年度以降ということで、課題として感じていることをちょっと申し上げたいんですが、1つは、国際的な規制についてはいろいろな形で金融庁が、例えば先日のバーゼル銀行監督委員会から出された金利リスクの市中協議案につきましても、相当いろいろ日本の金融システムの現状に基づいて会議の場でご主張されて、両論併記というような形で出てきておりますけれども、非常に規制がさまざまな形で複雑な形で折り重なってきているように思います。例えば、バーゼル3も金利リスクとかソブリンリスクとか、いろいろな議論がされていまして、それがどのような影響が及ぼすのかということに関して非常に関心を呼んでおりますが、そのほかにも、例えば破綻処理ルールにつきましても新たにTLACという形で新たな規制が入ってくると。それからまた、そういった国際的な規制だけでなく、各国ごとにボルカールールとか、またはEUや英国ではまたほかの金融規制が入るという形で、さまざまな形で金融規制が複雑になってきているという感じを受けています。

それぞれのところでは影響度などを考えて、その規制を導入しているんだと思うんですが、多くの規制がさまざまに重なっていったときに、どういう影響があるのかというようなことに関して、必ずしも検証されていないのではないかと思います。今後もさらにいろいろな規制が入っていくということが予想されているわけですが、そういった総合的な影響度というか、相互の整合性というか、そういったことについてぜひとも検証していただき、そして主張すべきところは主張していただくというようなことで、トータルの規制の設計についてぜひ目を配っていただきたいというのが1つ目でございます。

それから、もう1つ、金融システムの安定に关しましては、やはり国債市場について関心を非常に持っております。今回、金利リスク規制というのはどういうふうになっていくかというのはまた来年にかけていろいろ議論になっていくと思うんですけれども、日本の場合はそもそもGDPの2倍もの国債市場があって、日本経済に非常に大きなインパクトを持ち得る存在であるところに、日本銀行が大量に国債を購入をしていて、現状ではそれほど市場流動性に関して大きな影響は出ていないわけですが、来年度にかけてもさらにこのペースで買い入れが進んでいくということになりますと、この市場流動性の低

下ということが懸念される中で、今後、マクロ・プルーデンスという視点から見ても、市場動向について十分に目を配る必要があると思いますし、また日本銀行と金融庁の間でもいろいろ議論していく必要があるのではないかという感じも持っております。

また、日銀の大量国債購入により、長期金利の水準も今、異常な状況になっておりますので、もちろん金融機関は十分に配慮して金利リスク対応をしていく必要があると考えておりますが、そういった中でいろいろな新しい規制も入っていくということですので、ぜひこういった国債市場に対する影響に関して、金融庁としてどのようにこれから目を配っていかれるのかというようなことについてお話を伺えればと思っております。

それから、活力ある市場の構築というところに関しまして、または利用者の視点に立った金融サービスの質の向上ということに関しましては、特に今、金融庁でも決済に関して F i n T e c h について議論を進めておられると思います。私自身も決済のワーキングで議論させていただいた後、今、金融グループについての規制緩和について議論しようということになっておりますが、そこについて特に記載があるわけではないように見受けました。

非常にこれは重要な取り組みでありますし、特に F i n T e c h の分野につきましては、オープンイノベーションが日本の金融機関は遅れていると思います。こういった分野について規制をどういうふうに緩和して競争力をつけていくかということは非常に重要なテーマであると思いますので、この会議の議論の実績なり、または今後の課題に、特に I T 分野についてより新しい取り組みをしていく必要があることを記載してはどうかというふうに感じております。

それから、Ⅲの2のところにもスチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードについて策定したということが記載されております。測定結果はBというふうになっておりますけれども、現在の6月株主総会などの動向やそこでの議論などを見ていまして、コーポレートガバナンス・コードの原案を作成しましたことは、日本の企業のグロースオリエンテッドなコーポレートガバナンス、今までコンプライアンスということに関してはかなり意識はあったと思うんですけれども、グロース、つまり成長をにらんでのコーポレートガバナンスということについて、意識を改革する大きな仕事になったのではないかなというふうに感じております。

もちろん、政府がやらないとこれはできないのかという、そういった問題点はもちろん依然としてあるわけでございますけれども、それでもスチュワードシップ・コードと両輪

でできたということは、今後のために非常に大きな一歩になったと思っております、その意味ではBではなくAであってもいいのではないかというふうに感じております。

ただ、そうはいっても、平成27年度のところに定着に向けた取組みというところで書いてございますように、かなりやはり課題が多いと思っております。企業サイドについてももちろん今、コーポレートガバナンスの体制などについてディスクローズをしなければいけないということで取組みが始まっておりますけれども、機関投資家につきましても、やはりより長期の企業価値を上げていくということだと、ESGと呼ばれる、特に年金などは非常に長期ですので、環境問題とかそれからソサエティの部分、社会的な役割をどう果たしていくのかということと、どう機関投資家が評価していくのかということに関して、そういった分析をできるような体制もつくっていかなければいけないと思っております。かなり課題は多いというふうに思っていますので、ここについてはぜひ、取り組んでいただきたいです。短期的な株主還元、ROEの向上というのも大事だと思うんですが、より長期的な企業価値の向上ということに関して、こういったものが十分定着していくように環境整備をしていくことが非常に重要なのではないかとこのように思っております。

私はこの4点ということで、お話をさせていただきました。

○富田座長 ありがとうございます。では、神作委員、お願いいたします。

○神作委員 ありがとうございます。4点ご発言申し上げます。基本的には、事前にいただいております平成26年度実績評価書（案）を中心としながら、ところどころ平成27年度金融庁政策評価実施計画（案）にも触れさせていただきたいと思っております。

第1は、統合的リスク管理体制についてでございます。平成26年度実績評価書（案）で申しますと、Ⅰの1の「金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備」及びⅢの4「市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備」、この両者に関連する事項であると思っております。

実績評価（案）の11ページを拝読いたしますと、(イ)で「平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、統合的リスク管理を重点施策の一つとして掲げ」云々と記載されており、統合的リスク管理態勢、及びその管理手法の妥当性について検証を行う旨の取組内容が示されております。

評価の箇所を拝読いたしますと、19ページになりますけれども、「リスク管理に係るヒアリングについては、当該金融機関のリスク管理の高度化を図る上で、一定の効果があつたものと考えています」、そして、このように統合的リスク管理態勢の整備状況については、

ヒアリング等によって検証を行っている旨の記述がございます。

また、個々の金融機関のレベルを超えて企業グループのレベルにおいても、これは大規模証券会社グループについてでございますけれども、グループ全体の統合的リスク管理態勢、管理手法の妥当性等について、その実態把握及び検証が行われた、との記載が、146ページに記載されています。

このように統合的リスク管理態勢が非常に重要な項目として検証の対象となっていると記載されておりますけれども、他方で、統合的リスク管理という考え方自体は比較的新しい考え方なので必ずしもその概念や手法が確立しているわけではないのではないかと認識しております。このような統合的リスク管理についての検証は、例えば、伝統的なリスク管理態勢の場合に比べて、どのような点に違いがあるのか、どのような点に留意しどのような観点から検証を行っておられるのか、またそもそも統合的リスク管理態勢について監督当局としてどのように認識され、今後どのような方向に進んでいくと考えておられるのか、その方向感についても、もしあわせて伺うことができれば幸いに存じます。以上が第1点、統合的リスク管理態勢についてでございます。

第2に、実績評価（案）Ⅲの1「市場インフラの構築のための制度・環境整備」に関わることのご意見とご質問でございます。今申し上げた項目、すなわちⅢの1につきましては、先ほどご紹介いただきました平成25年度の実績評価と対比しますと、平成25年度の評価はBだったところ、今回の評価ではAと評価され、ランクアップしています。

その理由として、店頭デリバティブ取引について清算集中義務の対象者拡大を盛り込んだ関係府令等の整備、それから国債取引等に関する市場インフラの構築、及びEDINETの整備、の3点が挙げられています。

評価の箇所を拝読いたしますと、清算集中については104ページ、またEDINETについては105ページ以下に記載がございますけれども、単なる制度整備に加えて、実際に清算集中された店頭デリバティブ取引の額ですとか割合、またEDINETによる開示書類提出会社数、提出件数、アクセス件数、こういった実際のデータが示された上で、基本的にはそれらの数値が上昇しているという点に触れられています。

これまで、制度の改正とか法令の制定、改廃については、評価においては、必ずしも制定・改廃が行われたという事実のみを重視して評価することはしないと伺ってきたと理解しております。そこで、ご質問もあわせてでございますけれども、今般の評価においても、単なる制度整備がなされたというだけではなくて、それがやはり実務で実際に利用されて

ワークしているという点が評価されてランクアップがなされているのかというご質問です。

私は従来より、金融制度、金融資本市場など国内金融に関する制度の企画及び立案に関することを所掌事務としている金融庁の政策評価に際しては、制度改正や関係法令の整備自体を評価してもいいのではないかと考えてきました。したがって、今回の評価の結論には全く異論がないのですけれども、ご確認したい点は、やはり今回も従来と同様、その評価に当たっては、実際にどのように機能しているかという点も相当考慮されていると理解していいのか、すなわち評価基準は従前と異なるのかというのが第2点目のご質問です。

第3点目に、いわゆるファンド規制に関連し、無登録者によるファンド持分の販売ですとか、適格機関投資家等特例業務届出者らが詐欺的な行為を行い、投資家を害する事例がかなりの程度出ているということをございます。この問題についてはⅢの4で、それに対する調査・検査、それから検査結果の公表、禁止命令等の申立てなど、被害拡大防止を含む形で調査・検査がどのように講じられ、その後どのような措置がとられたかについてデータが示されています。具体的にページで申しますと、67ページ、70ページ、72ページ、136ページ、147ページ以下等におきまして実績評価書の中で随所にそのような統計が示されています。

また、評価項目のⅡの1「利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備の施策」においては、ファンド販売業者に対する規制の見直しが平成26年の改正金商法によってなされ、またプロ向けファンドに関する規制の見直しを含む金商法改正案というのが上程されているということが54ページ以下で述べられております。なお、同金商法改正案は、既に可決成立しています。

お伺いしたいことは、後半に述べさせていただいたことは、まさに利用者が安心して金融サービスを受けられるようにという観点からファンド関連規制の見直しがなされたわけですけれども、その見直しに当たっては、先ほどⅢの4のところでご紹介したこれまでの問題事例についての調査・検査あるいはそれに対する措置等を行うに際して取得した情報や経験がおそらく生かされているのではないかと推察いたします。実績評価書のように項目ごとに縦割りにしてしまうと、そのような相互の連関ですとか協働・協力ということが必ずしも報告書、実績の評価書を見ているだけでは分からないように思われますが、おそらく、両者は密接に提携しながら今般の法令整備等がなされたのではないのでしょうか。

そこでご質問としては、そのような認識、すなわちファンドについての現状の問題意識、

認識、それについての調査・検査のあり方等と、それから制度論が密接に連関・協働しているように思われるわけですが、そのような理解が正しいかどうか。もしそれが正しいとしたら、そのようなことも評価の中に記載されてもよいのではないかと感じたというのが3点目でございます。

最後、第4点目でございますけれども、これも前年度に比較して評価が上がっている項目でございます。IVの4「金融行政についての情報発信の強化」でございますけれども、これは平成25年度の実績評価ではCだったところがBにランクアップされています。その理由としては、英語ワンストップサービスの開始及び英語情報のコンテンツの充実が203ページ以下に挙げられており、私もその評価自身には全く異論を差し挟むものではございません。

金融市場あるいは金融取引等にとってはルールが極めて重要であり、金融はそういう意味ではルールそのものであると言っても過言ではないかと思っておりますけれども、そのような中で、金融庁が、金融市場や金融制度に係る各種のルールの英訳を進めていくことが望ましい、現実には英訳作業が少し遅れているのではないかということ、昨年度のこの会議において申し上げたわけですが、法令外国語翻訳データベースのシステムを拝見いたしますと、近時、金融庁の所管する法令等については、仮訳も含めて非常に精力的に英訳作業が進められていると拝見しました。このような作業の意義は非常に大きいと思われまますが、他方で金融関連業法ですとか資本市場法の改廃というのは非常に激しいので、ぜひこの点について引き続きご尽力をいただければと思うところでございます。

最後は要望でございましたけれども、以上4点でございます。どうもありがとうございました。

○富田座長 それでは、金融庁よりご回答をお願いいたします。

○白川総務企画局参事官 それでは、翁委員からご質問いただいた1点目につきまして、グローバルな金融規制の改革が進んでいる関係上、国際担当の参事官をしております白川と申しますが、まず国際的な観点からのご回答をさせていただきたいと思っております。

翁委員がご指摘のとおり、リーマンショック以降のグローバルな金融規制の改革においては、さまざまな側面における規制を同時に再構築しようという試みをしている関係で、おっしゃるとおり、いろんな規制が個別には正しい規制を目指しているんですけれども、それを合わせてみると、かなり複雑なものになっておりますし、意図せざる影響ですとか、もしくはトータルで見たときに過大な金融機関への負担をかけるというようなおそれがある

るのではないかというのは、まさに同じような問題意識を金融庁も持っておるところでございます。

そこで我々としては、まずは影響度調査というのをしっかりやるようにということを国際会議では主張しておりまして、個々の規制を入れる前にはしっかり影響度調査を行った上で最後のファインチューニングを行うべきだということを主張し、最後まで規制の細部が負担の大きいものにならないように心を配っていききたいなというふうに思っております。

さらに難しい課題としては、一つ一つの規制だけじゃなくて、複合的な影響をどう捉えるかということにつきましては、これは私自身も出ておりますF S Bの基準実施モニタリング部会というのがございまして、そこでいろんな規制が総合的にどういう影響をもたらしているのかということ振り返って、年次レポートにまとめようという作業を今、始めたところでございます。

ただし、我々はそれをぜひ強くやりたいということを主張しているんですけども、規制の実施が必ずしも一様に進んでいるわけじゃなくて、ある分野は進んでいますし、ある分野は遅れているというようなことがあって、少し時間をかけてみないと本当の意味でのトータルな影響というのを把握するのはちょっと時間がかかるという部分があるのも事実です。一方で、マーケットというのはそういう影響を先取りして反応するのも、これもまた事実ですので、我々としてはできる限り前広にそういう複合的な影響を把握する努力をしていきたい、それを働きかけていきたいというふうに考えております。

その意味で、もう1点、ご質問なされたことと関係があるんですが、特に足元で我々も懸念しておりますのは、債券市場の流動性の問題、これにつきましてはさまざまな影響が考えられているわけですけども、規制改革の影響というものも、これも無視できない問題だというふうに思っております。

特に、金融機関が自分でトレーディングをする余地というのがかなり狭まっておりまして、リスクテイクの能力が下がっているということが、結果的にマーケットのボラティリティを高めているというおそれがあるというのは十分に感じているところでありまして、我々もそういう点も含めて複合的な影響、意図せざる影響について議論をし、対処すべきだということを主張してまいりたいと思っております。

以上です。

○池田総務企画局長 総務企画局のほうから、翁委員からあった4点のうちの2点について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1つは、活力ある市場の構築ということの関係で、決済とかF i n T e c hの問題が記載されていないという点です。これについては、お話ありましたように、現在、金融審議会ですこれから検討を深めていくという段階なので、現時点で具体的なスケジュール等は確定していないので実施計画等には記載していなかったということだと理解していますが、当庁における重要な検討課題の1つであることはご指摘のとおりですので、記載方法を工夫の上、何らか記載ができないか検討させていただきたいと思っております。

それから、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードについてご評価をいただいたということではありますが、ご指摘のあった市場機能の強化のための制度・環境整備というのは、中に盛り込まれている項目がかなり多岐にわたってございまして、コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード以外にも、総合取引所の実現に向けた取り組みですとか、新規成長企業へのリスクマネーの供給促進といった一つ一つかなり大きな課題が掲げられてございまして、これらについてはなお取り組んでいくべきものは少なくないと考えてございまして、そういうことも勘案して、全体としてはBという評価をさせていただいているところであります。

○三井総括審議官 法令整備と、それから活用状況でございますけれども、確かに法令整備、かつてのこの会議で、法令の整備が終わったから全てができたわけではなくて、それを成果も考慮する必要があるというご指摘をいただいたことはありました。それもございまして、効果といいますか、アウトカムを考慮するようにしております。

と同時に、法令整備そのものが大きな政策でもありますし、またその最初の一番の難問であり、大きなハードルであるところが法律の整備であり、次が政省令の整備だということがございますので、1つの政策を目指すに当たって、その法令を整備するというのは大きな山を越えるという意味で、最も大きな山場であると考えています。

その意味で、先生のご指摘のとおりでありまして、ご指摘のあった部分については相当程度、ルールメイキングのところに大きな成果が要求される場所でもあると思っております、それプラス、活用状況ということでもそれなりの成果があるということで、基本的には評価の物差しを変えたわけではございませんけれども、そういうことを総合勘案させていただいて、このようにさせていただいて、評価をさせていただいたということでもあります。

それから、検査・監督が制度の企画・立案にどのように生かされているかというご指摘でございますけど、まさにプロ向けファンドのところにつきましては、最初の法令の枠組みをつくる時にはまだ規制対象になっていなかった部分を新たに規制に、しかも幅広く

取り込んだ、こういうことがありまして、それが届出という形で制度に取り込まれて、検査・監督のプロセスに入ってくる中でいろいろ問題点が発見され、限られた法令上の手段の中でいろいろやってくる中で、やはりどうしても制度改正が必要になってきた、こういう流れからのまさに先生のご指摘のとおり、まだ制度対象に入っていなかった時点で取り込むときには、実態もわからない中で、オーバーキルといいますか、過剰規制にならないような考慮をしながら規制に踏み込んだというところからしますと、かなり検査・監督の結果を生かすことができたのではないかと考えております。

それから、英語の点でございますけれども、先生のご指摘のとおり、しっかり取り組んでいかねばいけないということで、去年も英語の広報については必ずしも十分ではないということから、達成が十分でない項目として掲げさせていただいた上で、今年1年間、かなり力を入れてきた部分であります。

法令の英訳作業も、今年はかなりルールがあって、かつ政府としてのルールがあって、必ずしも分かりやすいということよりは、厳格な英訳ということでございますけれども、取り組んできたつもりですが、金融庁は政省令の部分が非常に膨大でありまして、そこに大きな課題が残っているというのは私どもも十分承知しておりまして、ぜひ今後の事務年度ではそこをしっかりとやっていきたいと考えております。

と同時に、ウェブページなど、ツイッターを含めて、そういうところではできるだけ厳格な英訳ということから少し離れまして、意味が分かる、外国人が読んで分かるようなものということで、簡潔で短くて、かつ意識といいますか、逐語的には正確でないかもしれませんが、意味が分かりやすい英訳にチャレンジをさせていただきました。日本語とは厳格な意味ではちょっと離れているかもしれないけれども、意味が法律家でなくとも分かるような、数行でウェブページにタイトルを載せるとか、いろんなパターンの取り組みをさせていただきました。これについては、いろいろまた引き続きアドバイスなりご示唆を賜りながら改善していきたいと考えております。

○遠藤検査局長 翁委員の2点目のご質問、国債市場にかかわるリスク管理の話、それから神作委員の1点目の統合的なリスク管理の問題に関しては、ともにリスク管理をどのように監督・検査で検証しているかという話だと思いますので、私、検査局のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、翁委員の国債市場に関する話でございますけれども、我々検査局・監督局一体になって、各金融機関、これは金融業態別に見ていますが、彼らのポートフォリオの中で有

価証券、とりわけ国債をどのような形で、保有しているのかを検証しております。それが金利リスク量、一定の仮定のもとに定量化した金利リスク量が自己資本に対してどの程度の割合になっているのか、どのようなストレステストを行ってリスク管理を行っているのかを、我々監督・検査の1つの重点課題として検証しているところでございます。

それから、国債市場を含む金融資本市場がどのような動きになっているのかに関しては、これは翁委員ご指摘のように、マクロ・プルーデンスという観点から、そういった金融資本市場の動きをできるだけフォワードルッキングに捉えなければいけないと思っております。今事務年度の金融モニタリングの基本方針の中にもマクロ・プルーデンスの充実を掲げているわけでございますけれども、我々の監督・検査の検証の中でもマクロ・プルーデンス的な分析をした上でいろいろ検証を行うこととしておりますし、マクロ・プルーデンスの専門チームをつくって、この専門チームはさらに来事務年度にかけてきちっと組織立ったものにつくっていきたいと思っておりますけれども、そういったマクロ・プルーデンスのチームによる分析によって、市場全体がどのように動くのか、その市場の動きが各金融機関のプルーデンスにどのように反映するのかに関して、より分析を深めていきたいと考えております。

それから、神作委員のご指摘の統合的リスク管理でございますけれども、これはまさにご指摘のように、金融モニタリングの基本方針の中に掲げ、我々検証しているところでございます。統合的リスク管理に対峙する概念は、個別のリスクカテゴリーに関するリスク管理だと思います。例えば信用リスクについてどうかとか、金利リスクについてどうかということで、これは従来行われてきたわけでございますけれども、いろいろな仮定を置いて、信用リスクがどの程度のリスク量として計算されるのか、金利リスクが計算されるのかということでございます。我々の監督・検査の経験からすると、この手の議論はいろいろな仮定の置き方によって、いくらでもリスク量が大きくなってしまいます。このため、定量化された数字が金融機関の今後の経営判断にどのように反映されるのかに関して、なかなか個別のリスクカテゴリーごとのリスク管理は限界があるというか、本当の意味で経営判断にどこまでかみ込んだ資料を提供してくれるのかということについてやや疑問があります。

これに対して統合的リスク管理は何かというと、例えば、今申しました信用リスクあるいは金利リスクに関しても、これらに横串を刺したリスク量を、今一番使われているのはVaR（バリュー・アット・リスク）という指標でございますけれども、このバリュー・

アット・リスクという形で統一的にリスク量を計算し、それを金融機関の自己資本と対比する。自己資本の中で十分対応可能なリスク量を自分のポートフォリオ全体が抱えているのかどうかを検証しようとするものでございます。

これ逆に言うと、こういったリスクをとることによってどれだけのリターンを目指すのかという、まさにビジネス判断と申しますか、経営判断そのものにも直結するようなリスク管理態勢でございます。そういったポートフォリオの横串を刺した形のリスク管理、これが統合的リスク管理であり、金融機関のリスク管理態勢としては進んだものではないかと思っております。

ただ、リーマンショックのときにいろいろ反省があったのは、この統合的リスク管理をバリュエーション・アット・リスクで計算したとしても、それでは予想がつかないようなリスクの増幅の事象が生じるということがございました。こういったものに関しては、バリュエーション・アット・リスクで計算して、それを全部足し合わせて自己資本と比べるという、そのプロセスだけでは予想がつかない部分があって、そこはいろいろなシナリオを考えて、信用リスクとか金利リスクがどういうふうに関連していくんだということをいろいろ考えて、ストレステストをより高度化していくことが必要かと思えます。

まとめますと、統合的リスク管理というのはかつてのリスク管理態勢に比べると、かなり進んだものとは言えますけれども、それだけではまだ足りずに、本当に市場全体でそれらのリスクが相互にどのように影響するのかを、経営レベルで議論して、リスク量を常に検証していくことが重要ではないかと思っております。我々は、各金融機関が自己のポートフォリオに対してこういった統合的リスク管理態勢を中心としたリスク管理を行っているのかを検証している次第でございます。

今年、特に地域銀行を中心に、統合的リスク管理態勢がどうなっているかを見てまいりました。彼らがポートフォリオ全体を、どのような形でリスク量として定量化しているのか、ストレステストはこういった形で行っているのか、それから、例えば信用リスクの観点においては、資産査定管理態勢をどのように整備しているのか等々、地域銀行中心でございましたけれども、そういった金融機関の統合的リスク管理態勢を検証してきた次第でございます。

以上でございます。

○富田座長 翁委員、神作委員よろしゅうございますか。

それでは、島崎委員、田辺委員、お願いいたします。

○島崎委員 今年度の、前年度実績評価等について全体を読ませていただきまして、目標に対する達成度は非常に高いなど。実際の評価以上に達成度は高いのではないかなど、若干金融庁びいきかもしれませんけど、そういう感じを読んでいて受けました。年々、PDCAサイクルがうまく回って改善されているなどというのを、非常に強く印象受けました。特に今年度はC評価、進展が大きくないという評価がB評価になるということで、非常に結構だったなど、こう思います。

少し細かい具体的な質問になりますけれども、質問を4点ほど、それから意見を2つほど申し上げたいと思います。

まず第1点目ですけど、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取り組みの点でございます。日本年金機構の基礎年金番号を含む個人情報漏洩したという事件がありましたけれども、その手法は、標的型サイバー攻撃という限られた攻撃対象に対して特化された電子メールにウイルスを仕込んで送られたものであります。だんだん手口が巧妙になってくるということでございます。我が国の金融機関におけるサイバーテロ対策につきましても、金融機関の金融庁検査においても、業務継続態勢の構築、あるいはリスク管理という観点からも点検いただいているところかと思っておりますけれども、米国などではサイバーテロというのが最大の金融リスクだということも言われております。我が国における金融機関等における防御体制、こういうものが米国等の先進的なプラクティスと比べて、どう評価されるのか。それについてご意見を賜りたいと思います。

第2点は、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮という点でございます。金融機関が財務内容や担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業内容とか成長性などを評価して融資する、それが企業や産業の成長を支援するというものにならざるおっしゃっているわけですが、私もそのとおりだと思います。

しかしながら、現実的には、いろいろお話を聞いていますと、特に地方の中堅・中小企業等からは、本当にこれが進んでいるんだろうかという声も聞かれるわけでございます。この一、二年、いわゆる担保・保証に代えた企業の成長性に重きを置いた融資、これの制度・環境整備を行ってきたということでございますけれども、これがどの程度改善されているのか、前にどのくらい進んでいるのか、どういう評価をされているのかというあたりについて、ご意見を伺いたいと思います。

第3点目は、国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取り組みの推進でございます。IFRSの任意適用企業が予定会社を含めると100社を超えて、この1年間、

着実な進捗があったと思います。今年4月に公表されましたIFRS適用レポートを読ませていただけたけれども、実態調査という点で高く評価される内容だと思います。

ただ、その中で業種ごとにいろいろ分析されていますけれども、その中から今後の課題も見えてくるのではないかと思っています。業界ごとに見まして、任意適用がまだ1社もないのが金融と建設・不動産でございます。これらの業界は横並び意識が強いので、他社の様子を見ているのかなとも推察しているわけですが、この業界にとってIFRSの基準というのがなかなか使いづらい、あるいは適用しづらいというような問題があるのか、ないのか、こういうところについての分析がどの程度されているのかということ。

それから、銀行関係は金融庁のお膝元ですけれども、決算報告などがやはり日本基準の数値に基づいた報告がされるということで、IFRSには移行しづらいということがないのかどうか。これについてご見解を伺いたしたいと思います。

さらに、我が国からの意見発信強化という観点から、IFRS設定主体におけるメンバー、スタッフ等として活躍し得る人材の育成が必須であると、こういうことを書かれているわけですが、まさにそのとおりだと思います。産学官が連携してこの問題に取り組んでいただいていると思いますけれども、さらなる連携強化をお願いしたいと思います。

最近、こういうことがございました。当局もご存じかと思いますが、IFRS解釈指針委員会のメンバー交代時に、日本から推薦した人が選ばれなかったと。韓国の方がこれにとって代わるということがありました。私もIFRS財団の評議員として関与してきたこともあって、この結果は非常に残念に思っているわけであります。この解釈指針委員会というのは、実際にIFRSを使う場合に非常に重要な機能を果たしておりまして、議長も入れまして14人で構成されている。監査法人の代表と地域の代表とに割り振られているわけですが、アジア、オセアニアからは結果として中国と韓国になったと。監査法人枠でオーストラリアからも出ているわけですが、これからは日本が外れることになるということであります。

日本はこの委員会の創設時からコアメンバーとして活動してきたわけで、ご承知のことですけれども、以前から中国と韓国はIFRS財団あるいはIASB等々の活動について、日本と同程度の処遇を求める、発言権を確保するということが国を挙げて対応してきている、こういう状況にあらうかと思っています。そういう意味において、今後我が国において、先ほど申し上げました官民それから学が連携してこの人材を育成し、すそ野を広げていくということがさらに必要ではないかと思っております。これについてご意見が

あれば伺いたいと思います。

4点目は、会計監査の品質についてでございます。適正で、かつ品質の高い監査というのは市場機能にとって欠くべからざるインフラだと、こう思いますけれども、この1年を振り返りますと、さまざまな会計監査を取り巻く問題があるなと思っております。1つは、上場会社の不適切な会計処理の問題ですとか、あるいはIPOした会社とその直後、業績の下方修正を行う、こういうような話が結構出てきているわけでありまして。いずれも、これらの会計データ、数値データについては、公認会計士や監査法人の監査あるいはレビューを受けているはずでありますけれども、このような事態はやむを得ないことなのか、あるいは監査の手続き的に問題があるのか、あるいはさらにもっと深く考えると、監査をやっている、いわゆる会計監査人の質の問題、倫理も含む質の問題にまでなるのかどうか。私はそういうところにまでなるのかなと思ひ、非常に危機感を抱いているわけでございますけれども、これにつきまして金融庁としてどうお考えで、どう対応されようとしているのか、伺いたいと思います。

最後、意見と感想を2点申し上げます。1つ目は、監査監督機関国際フォーラムの恒久的事務所の日本への誘致ということを書かれていまして、この1年、いろいろ精力的に活動されていると伺っています。ぜひともこれを日本に持ってくるべく、その実現をしていただきたい、これが1つであります。

2つ目は、先ほど来、神作先生からもお話ありましたが、英語による情報発信についてでございます。私もFSAウイークリーとか、いろいろウェブでメールで送っていただいで読んでいまして、かなり改善されたなという印象を持っています。発信の迅速性と中身についてまだまだ改善すべき点はあるのでしようけれども、昨年に比べると随分改善されたという印象を持っております。

これを読んでいる方、特に外国人も含め、利用している方の意見を聞く、モニターしてみるとよろしいかと思ひます。どういうところに関心があつて、どういうところを改善してほしいというのを、外銀や外国証券会社の外国人に一度聞いてみて、その辺を踏まえて、ピンポイントで、お金をあまりかけずに改善することを検討してはいかかかなと思ひております。

以上でございます。

○富田座長 田辺委員、どうぞ。

○田辺委員 私のほうから若干コメントさせていただきたいと思ひます。

大体この資料は1週間前ぐらいにいただきまして、それから目を通すわけでありましてけれども、そのときに、1つは、この対象になっている26年度という年が、それ以前の金融庁の政策評価のいろいろな動きの中で、どういう時期だったんだろうなということを考えながら読むという側面がございます。

他方で、逆にこれ、今起こっている目の前にある事象に対して、逆に遡って26年のときでこういうことがあったんだけど、そういう状況だったら対応できるのかなということを考えるわけでありまして。

長い中で位置づけようとする、割と26年度というのは通常の時期であり、例えばリーマンショックの直後であるとか、不良債権の処理をやっていたときであるとか、あと、リレバンのかかなりの拡大をやっていたときから比べると、非常に、活力という側面と、それからきちっとシステムを安定させるという側面がバランスよく展開していた時期ではないかなと思った次第であります。

他方で、目の前にあるイベントとなりますと、年金機構の情報漏洩のシステムみたいのもそうありますけど、あと本日のギリシャの問題のようなことに、26年ですから過去のことですけれども、この時期だったらどういうふうに対応できたのか、今問題はないのかというようなことを振り返りながら読んでいきました。

結論としては、ABの評価に関しては、金融庁の中でよく精査されて、よく議論して出てきたものですので、特に異を唱えるものではございません。ただ、中を読みますと、指標に関しては全部達成しているけれども、通常だったら、ほかの省庁でいいますと、大体こういうのはAつけるんだと思うんですけども、にもかかわらずBをつけているところが幾つかあって、ああ、厳しいなと思ったところでございます。

ただ、そこをもう少し見ていきますと、金融庁の評価の側面は3つの側面があるような気がしております。1つは、執行というんでしょうか、目の前の事象に対してどの程度対応できたのか。これは割と数値目標を設けて、何%達成できた、その数値目標に対して超えたからオーケーというような形の対応ができるもの。

それから2番目は、次に備えてどういう制度の準備をしているのか、それがどのくらい進行したのか、例えば研究会で議論を始めた、審議会でその大綱ができた、それから具体的に法制度を通したというようなところで、これは数値目標は出ませんけれども、定量的に、定性的に記述することによって、どこまで進行して、確かにこれは動いたなということが分かるものであります。

ただ、今回、26年度の評価手法を読んで思いましたのは、金融庁における分析の能力というんでしょうか、それがあつ種、評価手法の評価の中に影を落として、厳しさを増しているという感じがしております。

つまり、現状はうまくいっている、制度は展開しているけれども、ただ、次の事象に何が起きるのかのフォワードルッキングな分析が果たしてできているんだろうかというところで、かなりきつ評価になっているような気がしております。分析の部分というのは、何が起つたというよりも、何ができるかという能力にかかるような側面がありますので、評価としては非常に厳しいというか、主観的になりがちでありますけれども、その部分をあえて入れるような形で厳しい評価をしたということに関しては、ある種敬意を表したいと思つます。

具体的なコメントは2点でございます。今の部分でございますけれども、分析力に關しましてIの3のところマクロ・プルーデンスの分析の部分というのがBという形で出ております。態勢としては、部屋等をつくつて大分進行したのかなと思つておりましたけれども、かなりやはりきつめであつて、今後やはり国債その他を含めていろんなリスクの総合的な分析というのをさらに広げていかなきゃいけないという心構えというんでしょうか、心意気の表明だと思つております。これ、とりあえず評価としてはBでございますけれども、今後ますますその分析の力というもの、事前に対応できる能力というのを拡大していただきたいと思つた次第でございます。

それから2番目は、全然違つ質のものですが、いわゆる振り込め詐欺に關してのものでございます。政策からいいますとIIの1の部分です。金融關係の振り込め詐欺に対する対応というのは、おそらく、一番うまくいっているとは言いませんけれども、機能している部分ではないかと個人的には思つております。

警察のほうでも、横の評価を見ますと、ほかのは割といいんですけれども、ここの振り込め詐欺のところをやっている生活安全局のところだけはどんと評価が厳しくて、ある意味では、ここの部分が日本社會の宿病になっているような感じはしております。

その中で、あちらの評価のところ出てくるのは、金融機關において窓口まで行つて、そこで防止した件数がどのくらいあるのか、その防止の総額がどのくらいになっているのかということ積み上げますと、かなりの金額があつその金融の窓口のところ防止されておつまして、これは上手に機能させていただいたことに関しては敬意を表したいと思つます。

他方、今度、受け取りの部分が振り込めではなくて、郵便局のものを使ったり、実際に出てきてもらってお金を手渡しするというようなことで、どこかをきつくすると、どこかのところに被害が及ぶということで、なかなかこれは難しいかなとは思っておりますけれども、今後ともきちっとしたご対応をお願いしたいと思います。

ただ、やっぱり気になりますのは、返金率が、26年度に関しましては25年度よりも下がっている。被害の回復の部分で何でこういう現象が生じているのかということに関しては、きちっと分析して、今後きちっとしたご対応をお願いしたいということでございます。

以上、2点ほど申し上げました。

○富田座長 ありがとうございます。それでは金融庁より、お2人の委員のご意見、ご質問についてご回答をお願いします。

○森監督局長 島崎委員からご質問があったサイバーセキュリティの関係ですけれども、この1年、サイバーセキュリティ対策については最大の課題の1つとして取り組んでまいりました。

といいますのは、欧米に比べてアタックを受ける数は少ないわけですがけれども、例えば欧米の主要金融機関と比べまして、日本の大きな金融機関がそれに割いている予算とか人員の数というのは少ないという事実があります。だんだん潜在的な脅威としてのリスクが高くなっているということもございまして、まず庁内にPTをつくり、内外の金融機関・事業会社のベストプラクティス、この分野で専門家と言われる有識者からヒアリングを行い、何をすべきかということを検討してきました。

それに基づきまして、本年に入り監督指針を改正いたしました。具体的には、例えば、行内で保有するデータを、その重要度に合わせてきちんと管理しているとか、それから、入り口のブロックだけでなく、侵入された際にも重要データを持ち出されないようにどうするかとか、というようなことを監督指針で示しました。さらに、年金機構の事例の後には、各業界団体との意見交換会で再度注意喚起を行ってまいりました。

それから、この1年でエンカレッジであったのは、日本版ISACができたことでございます。攻める側は手をかえ品をかえ攻めてくるので、どういう手口で攻撃されているかということ金融機関間で情報共有することが重要です。新しい手口に対してはまだ不十分だということを出るだけ早く認知し防備をしていく。そのために欧米ではISACが相当機能して、金融機関間での情報共有ができています。日本の大手の金融機関は欧

米の I S A Cに入っているわけでございますけれども、日本でもそういう取り組みができて、地方のより多くの金融機関が加入して、サイバーのリスクに対する感度を上げていくということが必要だと思います。

ある程度この1年間で進んだと思うんですけれども、一方で相手方も進んでいますので、とにかく終わりのない戦いになりますものですから、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、金融仲介機能の発揮とか事業性評価についてですけれども、これはもともと金融機関というのは与信の審査をするときに、借り手の財務とか担保・保証だけではなくて、事業性とか経営者の質とか、そういうものを見て与信判断する、これが判断するときの車の両輪になっていると思うんですけれども、日本の金融庁の行政というのは、不良債権処理のときから財務の面では検査マニュアル等で資産査定レベルを上げてきたんですけども、他方で、事業性を見るということが金融機関自身、総じて不十分ではないかということで、これは金融機関の本質的なものなので、我々金融庁が何か言うのもおかしい話なんですけれども、あえてこれに触れてみました。

それで、この2年間、事業性評価をやってきたわけですが、これがどの程度進んでいるかという、まだまだ課題は多いと正直思います。何でそれが進まないかというのを私なりに仮説を立てますと、例えば地域の金融機関の中には、事業の評価を十分に行う態勢や人的資源が不十分なところがあるということがあるかと思います。

2点目は、貸出業務のスプレッドが小さくなる中で、コストを削減しながら何とか利ざやを稼いできたわけですが、コストの削減のために、例えば営業職員を削減すると、企業のところに行員が行けなくなり、よりその企業の事業が分からなくなるということになっているという部分もあるかと思います。

3点目は、経営の判断として、こういうスプレッドが少ない中で、事業を評価するというのはまたそれは手間がかかることなので、そういうコストに見合う収益が上がるのかということを経営者自身が疑問に思っているという部分もあるんじゃないかと思っております。

ただ、他方、我々もいろんなこういった面で地域金融機関の取組みを見てきたところ、よくやっているところもあるんですね。定量的な評価に加えて定性的な評価体系をつくって、財務と事業と2つの軸で与信判断をしているような金融機関とか、例えば農業みたいな1つの産業について、それは地元で有力な産業だからということで、これは何十年も知

見を高めるために取り組んで、相当なレベルに達しているような金融機関、それから、職員の業績評価というのも重要で、事業を見ろ、企業を見ろといっても、投信を売った人間のほうが業績が上がり偉くなっていくんだったら、なかなか企業との対話に手間をかけることはできないので、数値目標的な業績評価をやめて、プロセス評価、いかにしてその企業を知り、企業に対して貢献したか、そういう部分で業績評価体系を見直している地銀もありまして、これは金融機関によって相当ばらつきはあるんですけども、事柄が一朝一夕に目立った成果が上がるものではないかと思うんですけど、辛抱強く取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っています。

○池田総務企画局長 総務企画局のほうから、国際会計基準の関係と監査の問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国際会計基準の任意適用について、比較的進んでいる業種と進んでいない業種があるというのは委員ご指摘のとおりだと思っております。国際会計基準の任意適用が進んでいないことの要因としては、業種ごとにさまざまな要因背景があるものと考えておりまして、ご指摘のあった金融あるいは建設・不動産といった業種は、ご案内のとおり、日本基準のもとでも別記業種という業種でありまして、他の業種にない固有の事情がある可能性は否定できないかと考えております。ご指摘いただきましたように、今後よくそれらを分析して、必要な対応を一つ一つ行っていきたいというふうに考えています。

特に、ご指摘のありました銀行業について言いますと、銀行業で国際会計基準の適用が進んでいないことの大きい事情の1つとしては、国際会計基準自体において第9号、金融商品会計のところはなかなか固まらなかったということで、銀行として対応のしようがなかなか難しかったという事情があると考えています。9号は2014年7月に基準としては確定しましたが、その適用は2018年1月1日からで、欧州も含めて、その運用についてはまだかなり手探りの部分があるということで、金融機関が慎重になっているということは否定できないように思います。

ご指摘のあった業法に基づく金融庁への報告の件は、将来的には金融庁において何らかの対応が必要になることも想定されると思っておりますけれども、現状、この点が直ちに銀行業において国際会計基準の任意適用が進まないことの本質的な要因になっているとは必ずしも考えにくいかなと考えております。

いずれにしても、銀行業における今後の国際会計基準の任意適用の促進という観点からは、国際会計基準の第9号、特に減損の部分について、これを我が国において適切に適用

していくための会計実務の構築というのが大きなポイントの1つになると考えておりましたが、この点についてはこれまでも実務関係者と研究を行ってきたところですが、今後、諸外国における実務の進展なども踏まえながら、さらに検討を進めていきたいと思っています。

それから、国際会計基準に関連して、人材、特に国際的な場で意見発信をしていける人材の確保というのは大変重要な課題で、これについては私どもも過去10年来、主張をしてきているところで、関係団体からも総論としてはご賛同をいただいているものと認識をしておりますが、現実の人材の育成・供給に対する取組みを見ると、必ずしも初期の目的を達成できていないということかと思えます。

実際の人選などに当たっても、この結果、例えば金融庁で勤務経験ある人が候補にならざるを得ないというようなことで、いわば金融庁が育成した者がキーマンになってとりあえず対応しているという面もみられ、これが本来のあるべき姿であるかどうか、もう少し関係団体と協力・連携しながらすそ野を広げていくことが重要だと考えています。そのためにもぜひ島崎委員のお力添えをお願いしたいと考えております。

会計監査の問題につきましては、ご指摘のあったことの中で1点、業績予想の開示についてございましたが、これは取引所の要請で上場企業に求められているものですが、必ずしも公認会計士による監査の対象とはされていないので、会計監査の問題とは一応切り離して考える必要があるかと考えています。

また、不適切な会計処理の点については、これも一義的には企業サイドの問題であるということだとは思いますが、会計監査にも重要な役割が期待されているということは委員ご指摘のとおりだと思っております。

委員からご指摘のあった質、倫理の問題にまで至るのかどうかということについて、現時点で確たることを申し上げることは難しいのですが、金融庁としては適切な会計監査の確保という課題について、必要な場合に問題の背景、要因について適切に分析することも含めて、公認会計士・監査審査会や日本公認会計士協会と連携しながら、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○佐々木公認会計士・監査審査会事務局長 島崎委員からの今の会計監査についてのご質問、それから国際監査監督フォーラムに関連しますご意見について、公認会計士・監査審査会のほうからご説明させていただきます。

まず1点目の会計監査に関しましては、今の総局企画局からの説明に補足させていただ

きますと、公認会計士・監査審査会といたしましては、当然、監査の質が非常に重要な問題でございまして、監査法人の検査の中で、個別監査業務、それから監査法人の品質管理態勢、これを検証しているところでございます。

特にこの数年は、監査基準違反であるとか、手続き、監査上の問題の背景にあります根本原因、これを掘り下げて検証することに力を置いておりまして、その中には、例えば監査人の独立性の問題は当然のことながら、監査法人のビジネスモデルであるとか、より根本的な原因まで遡るような検証を行っておるところでございまして、引き続きこうした方針で検査を行ってまいります。

それから2点目は、国際監査監督フォーラム（I F I A R）の常設事務局の招致の件でございすけれども、これは国際監査監督フォーラム、既に公表しておりますが、2017年に常設事務局をつくるということが決定されております。我が国金融庁、それから公認会計士・監査審査会といたしましては、その事務局を東京に招致すべく、現在立候補いたしまして招致活動に取り組んでおります。

最終的には来年春の総会で決定がされることになろうかと思っておりますけれども、それに向けて関係省庁との協力、それから既に経団連、経済同友会あるいは公認会計士協会、全銀協などからも支援声明を出していただいておりますように、民間団体、関係機関のご支持も得ながら、ぜひ誘致に向けて精力的に活動に取り組んでいく方針でございまして。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

○三井総括審議官 英語の点について島崎委員からお話がありました。まさにユーザーの意見を聞いて進めたいと思います。もともとショートセンテンスのものをつくるときも、法令翻訳の厳格なものは、実際にそれが必要な段階になれば日本人の弁護士を使うので、それよりもまず、例えば日本に進出するとか、あるいは日本でビジネスをやっている人が、どの程度のものなのかというのを知るためにも、分かりやすく短いものもいい、こういうふうなお声があつて始めてみたもので、実際つくってみたところでまたフィードバックをぜひ受けて、いろいろ改善していきたいと思います。ありがとうございました。

○森監督局長 田辺委員からのご指摘でございすけれども、振り込め詐欺につきましては、今の委員のご指摘も踏まえて、今後引き続き取り組んでまいりたいと思います。

それから、マクロ・プルーデンスをBにしたのは、これまで取組みを続けてまいりまして、金融庁における態勢というのは、例えば5年前に比べたらかなり充実してきたのではないかと思います。他方、私自身、まだ2つ課題があると思っております。

1つは、グローバルな市場とか経済のリスクというのをより前広に把握するというところで、そのためにはグローバルな投資家のポジションとか資金の流れというのをきちんと把握する必要があります。

2点目は、我が国の金融機関の動向とかマーケットで、何が起きているかというのをできるだけ早く把握するということです。

後者のほうは、モニタリングの態勢を充実させて改善させていきたいと思います。前者のほうは、日本にこうしたグローバルな投資家がないものですから、なかなか難しく、我が国の市場自身をもうちょっと活性化しなければ、解決しない部分もあると思うんですけども、そういった制約の中でさらに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○富田座長 島崎委員と田辺委員、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、吉野委員、お願いいたします。

○吉野委員 ありがとうございます。幾つあるんですけど、1つは、フォワードルッキングな金融システムの安定性に関して、ここ1週間ぐらいで日経新聞に出ていたんですが、不動産向けの融資が信金とか銀行が随分伸びているということなんですが、こういうのをアーリーウォーニングとして発するべきなのかどうか。

これまでご承知のように日本で2回ぐらい大きくマネーサプライが増えた後、変なことが起こったわけですけど、1970年代のインフラのオイルショックのときと、それからバブルの2回だと思うんですけども、その2回ともマネーサプライが日本銀行はすごく緩和したときだったと思います。緩和になると、どうしても預金が増えますから、お金が入ってきて貸出先がないと、国債を買うか、不動産に向けるかという、こういう向きになると思うんですけど、それで過去のデータを見てみますと、3つぐらい指標がありまして、1つは全体の貸出と不動産向けの貸出、これの比率と、それから全体の貸出の伸び率分の不動産向けの貸出の伸び率、それから不動産向けの貸出の伸び率と経済成長率、これがやっぱり大きく変化したときに、アメリカと日本のデータで見るとおかしなことが起こっています。

ですから、そういう意味では、金融システムの安定、ここまでは非常に安定だったんですが、これから先どういうふうに金融庁が金融機関に対してこの数字から見ていかれるかというのをちょっと、個人的なご意見でも結構ですけども、お聞きしたいというのが1つです。ですから、金融システムの安定の将来の部分だと思います。

それから2番目は、国際的な視点のところ、ここにありますようにアジ

ア連携センターとか、いろいろつくっていただいて、非常にうまくやっていただけていると思います。私、アジア会議に行ってから、アジアのことを見ているので、そこから少しコメントさせていただきたいと思います。

1つは、国をもう少し広げていっていただいて、いろんな国の方々とうまく、もう少したくさん集めていただいたほうがいいのではないかと。アジアで見ますと、やっぱり中国の影響力がものすごく強くなっています。そういう意味では、日本で今一生懸命やっていたんですが、アジアで見ると、やっぱり中国がものすごくお金を使いながらやっているというのが非常に危惧するところです。

それから2番目は、アジアで見ていると、日本の金融業はどこで勝てるのか、アジアを見た場合、キャピタルマーケット、それからバンキング、中小企業金融、住宅ローンとか消費者ローンとか、いろいろあると思うんですけども、ぜひ、もしやっていただけないのであれば、2020年とか2030年の金融の姿というのがどういうふうになっていて、アジアも含めて、そうすると日本の金融業がそれに対応するためにどういうことをすべきか、こういうフォワードルッキングな先を見据えた金融業の姿というのをどこかで検討していただきたいと思います。

その関連でいきますと、前も申し上げたんですけども、日本の金融業が全部海外の金融業にすごくとられてしまって、地方銀行と中小企業金融以外全部とられちゃうかもしれないという可能性もなきにしもあらずでして、それはどういうことかといいますと、インドでもそうなんです、今、スマホでどんどん金融が進んでいます。それで、スマホで指の指紋で個人の認証をしまして、それでほとんどの取引を携帯電話とかスマホでやっています。そうしますと、アングロサクソンの金融機関が、日本の店舗はなくても日本の個人にすぐにアクセスできるようになってしまうわけです。

そうしますと、日本の金融業のグローバルな運用がアングロサクソンの運用に負けるとすると、個人はおそらくそっちの商品にどんどん動いてしまうのではないかと。そうしますと、アマゾンの本で起こったように、地方の本屋さんとか古本屋さんがみんな消えていったように、全部アマゾンというような金融の、F i n T e c hですけども、そういうふうにとられてしまう可能性があるんじゃないかと。

いろんな見方があると思いますが、ですから、ぜひ2020年、2030年の金融の姿と、それから日本の金融業がアジアを含めてどこでどうやって勝っていけるのかというようなことも議論していただければと思います。

それとの関連でいきますと、今、国際室なんですけれども、国際局というのをできたら金融庁の中につくっていただいて、官民一緒になって外に出て行っていただければというふうに思います。

よく日本ではアングロサクソンの議論がされますが、アングロサクソンは自分たちが英語ですから、官の援助がなくても自分たちで英語でどんどん各国のビジネスに入っていけるわけです。ところが、ドイツ、フランス型はアングロサクソンと全然違った形でアジアに出ています。ドイツの場合には、G I Zという機関があるんですけれども、これが至るところに出ています。これは日本のJ I C Aみたいなところなんですけれども、金融もやっています。このG I Zというのはいろんな会議のときに必ず出てきているんですね。それでドイツの製造業、金融業を含めて、それに不利にならないようにするという、そういうやり方で金融市場にも随分入ってきております。

そういう意味で、金融庁を含めて民と官が一緒にやって、もっと出ていけるような態勢が必要じゃないか。そうであると、1つの局ぐらいが必要なんじゃないかなという気がいたします。

それから、ちょっと違った視点では、日本の場合、ベンチャーキャピタルがこれまでなかなか育たなかったわけなんですけれども、そこでクラウドファンディングが少し出てきていますが、一番怖いのは、先ほどから議論になっている無登録業者とか、こういうのがこういうところに入ってきますと、せっかくのいろんなベンチャーファンド的なものところが乱されてしまうと思いますので、そういういろんな参入のところ、あるいは登録業者に対してホットラインを設けるとか、一般の方々がすぐに、この人大丈夫なんだろうかということが出来るような態勢をぜひ拡充、今でもありますけれども、拡充していただきたいと思います。

それから、もう1つ、ベンチャーとかこういうところで必要なのは、普通の資産選択って、ポートフォリオアロケーションというのは、どういう企業とかどういう会社がいいかということ、そこをギブンとして見るわけなんですけれども、ベンチャーキャピタルの場合は経営に入っていて、その中身を変えて、そのパフォーマンスを変えるというのって、いわゆる普通のポートフォリオと全然違った形がベンチャーキャピタルには必要だと思うんですけれども、そうすると、産業革新機構とか、幾つかうまくいっているところを見ますと、やっぱり経営の中に入っていて、そこで理科系の人を中心なんですけれども、その中のビジネスを変えていくという、そういうのがうまくいっているところがこういうベンチ

ヤーキャピタルのところでもよくなっているようですので、これは民間の話ではあるんですけども、理系の人たちの活用というのが1つ重要ななと思いました。

それから次は、女性の職員とそれから人材、職場環境の整備というところですけども、これから金融庁はどんどん女性の方々が増えてくると思うんですが、ワークライフバランスを少し女性の立場から考えていただいて、例えば、他の省庁で消費者庁だったかと思うんですけど、自宅勤務という日があっていいというようなことを進めていくようですので、1週間に一度ぐらい女性の方で自宅でできるんだったら、そういうことも少し考えていただくし、それから午前中ゆっくりして夜までいるとか、あるいは朝早く来て夕方4時ぐらいに帰るとか、フレックスタイムとか、女性の立場に立ってぜひワークライフバランスを金融庁として変えていっていただきたいというふうに思います。

それから次は、27年度のところの上から6つ目ぐらいのところの金融機関の手数料ビジネスを継続的にフォローアップする、これはぜひお願いしたいと思います。販売する金融機関、ここのところが個人のもうけと関係なくある程度手数料が入ってくるとすると、個人の目的と違ってきてしまいますので、やっぱり手数料というのが1つの重要な分野、視点ではないかと思っておりますので、この27年度の手数料ビジネスを継続的にフォローアップするというのはぜひお願いしたいと思います。

それから、英語に関していろいろお話があったと思います。先ほど国際的な会計基準のところの理事のお話があったと思うんですけども、しばらく前に私、フィナンシャルプランナーの海外の理事みたいなのをやらせていただいたんですけど、その後、日本人で誰も続く人が出てきませんで、やっぱり英語力での人材の確保というのが非常に民も官も含めて重要だと思います。

それで1つ提案なんですけど、金融庁でも、例えば毎日夕方に外国人の留学生か何かを呼んできて、それで6時半から7時半ぐらい、誰が出てもいいというようなものとして、英会話の研修みたいなのを研修を通じてやっていただくといいのではないかと思います。そうしますと、全ての職員の方が忙しいときは出なくて、いつ出てもトピックがそのたびに違って、留学生の外国人の学生がそこで一緒に話してくれるというような、英語にしょっちゅう接するということが重要だと思います。

日本の製造業がなぜ海外で強いといたら、英語を使わないで物が販売できますので。しかし、金融業というのはやっぱり金融行政も含めて英語がないと見えないものですから、英語力というのをぜひお願いしたいと思います。

それから次は、ガバメントボンドの国債の市場に関して先ほどから議論がありましたが、これはマクロから見た視点も1つ重要だと思います。ご承知のようにギリシャは破綻に陥っていますが、日本は国債がこんなに大量発行されているのに、今のところ大丈夫であると。

どこがギリシャと日本は違うとかいいますと、当たり前ですが、国内での消化比率が違います。日本の場合には国債の国内消化92%ぐらいですが、ギリシャの場合には30%が国内で、70%が外国人となっています。このために、ちょっと不安が出ると外国人がすぐ逃げる、また入ってくるということですから、マクロでみる限り、日本の国債の消化が、これからどんどん外国人が増えていった場合、その場合には非常にリスクにさらされると思います。そういう意味では、国内の金融機関がどれだけ持っているというばかりではなく、マクロの視点から国債市場を見ていただきたいというふうに思います。

それから最後は、バリュエーション・アット・リスクの部分で先ほど遠藤局長からお話がありましたが、私もある金融機関でバリュエーション・アット・リスクのやり方を見せていただいたことがあるんですが、これは全部、部分均衡でやっているわけです。ある外生変数が増えたときに、それが金融機関にどう影響するかという部分均衡でのバリュエーション・アット・リスクがほとんどのモデルです。しかし、その外生変数が増えたときに、ほかの変数を通じて、その変数じゃなくて一般均衡で全部効いてくるわけですね。だから、そこができていないと、せっかくバリュエーション・アット・リスクを含めても全然効かないということです。

1つ例を申し上げるんですけど、サブプライムローンが始まったときに、あるアメリカ人の方と話したときに、財務省の方だったんですけど、サブプライムローンというのはそんなに大きくならない、こういうことを彼は言ったんですね。これまさにバリュエーション・アット・リスクなんですけど、どういうロジックかという、アメリカの金融機関の住宅ローンというのは大体全体の貸出の30%ぐらいであると。そのうちの3分の1がうまくいかなかったとしても、10%であると。全体の貸出の10%。半分ぐらいは証券化しているから、全体の銀行から見れば、たかだか、一番高くても5%が不良債権だろう、こういうロジックでサブプライムローンは大きくないだろうと言ったわけです。

ところが、システミックリスクとかいろんなことを考えると、やっぱりバリュエーション・アット・リスクを考えるときは今のやり方ではだめで、部分均衡なものですから、本当はその変数がほかにどう影響して、最終的にまたここに入ってくるということを考えていただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○富田座長 ありがとうございます。

引き続き、私から指摘させていただきたい点、もう既に重要なポイントは委員の皆様からご指摘ございましたので、ほとんどないんですけれども、3点申し述べたいと思います。

1点目は、先ほどのガバメントボンドマーケットのことです。国債市場というのは金融資本市場のどこの国でも最も基軸となる中心的な役割を果たす市場であります。そのリスクフリーのステータスと流動性が高いことというのがキーファクターになるわけですが、我が国の国債、残念なことに、例えばドルベースに考えますと、ドイツの政府保証債10年ものと、日本のJ B I C等、ドル建ての政府保証債で比べると、25ベース金利が違うんですね。それが我が国邦銀なり本邦金融機関の国際競争力にどのような影響を与えているかということは非常に重要な問題かと思しますので、そこらの分析がなされることを望むところでございます。これは金融機関だけじゃなしに、企業にとっても国際的な競争力に影響することであろうと思います。

同じ観点で、先ほど翁委員もご指摘あったわけですが、流動性の問題もさまざま指摘されておりまして、このバーゼル規制の帰趨、行方とか、あとはレポ取引などに対します規制がどうなっていくかということが流動性に大きな影響を与えますので、その影響を精査していき、市場参加者との密なる検討ということが望まれるというふうに思います。

それから2点目は、項目でいいますとⅡの2の①の顧客ニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮という項目でございます。この点は地方創生という政策課題とも密接な関係があり、極めて重要だと思います。「知って納得中小企業の検査マニュアル」などで非常に大きな努力と成果があったように思いますので、この項目での26年度の評価がBというのは、これからの政策的重要性から見て、一層推進しなきゃいかんというふうな意味で解釈したんですけれども、検査マニュアル等で大きな成果があったということは私は評価したいと思います。

この地域金融というのは、先ほどの島崎委員のご指摘にも関係するんですけれども、その地域におけます産業でもございます。その収益力向上が地域経済に大きな影響を与えます。しかし、多くの地方では人口減少が避けられませんので、企業の海外進出や高齢化に伴います事業の承継といったこと等々、借り手のニーズを一層把握していくことも必要だろうというふうに思います。

これまでもよく報じられますような業務提携や経営統合などを通じまして、金融機関が

事業経営の選択肢を広げることができるよう、検査モニタリングを通じて金融仲介機能の発揮を図るように求めるべきだろうというふうに思います。

それから3点目は、個人の金融資産の形成に寄与する環境整備ということで、NISAの周知徹底、制度の周知や広報の取組みによりまして、口座件数が800万件を上回るといふことで、取組みの成果が実態として見られると思います。新たに未成年者向けのジュニアNISAの創設といったことや、年間投資上限額の引き上げといったことに対する取組みも存じております。

今後の課題といたしまして、この制度を引き続き定着を図っていくということが必要だろうといふふうに思うんですが、その方向がどういうものであるべきか。例えば、制度を恒久化することが、どういう時点で恒久化するとか、そういう国民的な大きな課題になってくるのではないかといふふうに思います。

同時に、これは金融リテラシーの向上といったことと政策的には密接に絡んでいるといふふうに思います。初等中等教育を含めて金融リテラシーの底上げを図るといふことの取組みも重要かといふふうに存じます。

私からは以上でございます。

それでは、金融庁側からお答えいただきたいといふふうに思います。

○森監督局長 それでは、吉野委員からご指摘のあった不動産向けの融資でございますけれども、我々としては金融システムに対する脅威として、ポテンシャルにどんなものがあるかということを中心に考えておりまして、不動産融資の動向についても日ごろよりウォッチしております。ご指摘のように足元伸びているわけですが、まだリーマンショック前に比べまして、全体としてまだモデストなものではないかと考えております。

こうした不動産融資なども含めまして、個別の金融機関とか金融システムの潜在的なリスク要因につきましては、まず個別の金融機関との対話を進めていく、我々から見て危ないリスクをとっているところにどういう経営方針でこういうポジションをとっているかということ議論していくということが1つあると思います。2点目は、昨年金融モニタリングレポートというのを公表していますが、こういう形で我々の金融システムに対する認識というものを定期的に明らかにしていくことで、我々自身、アカウンタブルであるといふことが必要かなと考えております。

それから2点目の手数料ビジネスのフォローアップの話でございますが、これはご指摘のとおり、やはりビジネスモデル自身が短期の手数料を志向したものになっているとか、

手数料に見合うサービスがされているのかという観点からのモニタリングをこの1年やってきておりまして、これについても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それから、バリュエーション・アット・リスクの話でございますけれども、個別の金融機関のリスク管理からいいますと、バリュエーション・アット・リスクだけを見てはだめで、とっているポジションも、ご案内のように、アルファ、ベータ、ガンマ、ベガとか、いろんなリスクがありますから、それぞれの持っているポジションを、1つの指標だけで管理するのではなく、ほかのリスクもキャプチャーすることが必要です。例えば流動性が枯渇しますと、本来だったら反対に動くべき2つの資産が同方向に動くとか、そういったリスクを踏まえた上でのリスク管理が必要ですし、我々の立場から言うと、例えばバリュエーション・アット・リスクの中でも、ヒストリカルなボラティリティが少ないとだんだんバリュエーション・アット・リスクの量が減ってくるというようなこともございます。さらに、みんなが同じ行動をとったときにどうなるのかという合成の誤謬の問題とか、そういうものに注意していかなくてはいけなくて、そのためには、先ほどのマクロ・プルーデンスの観点から、世界の資金の流れとか、日本の金融機関がどういうふうにかかわっているかなど、今何が起こっているかということ常態を把握するということが必要と考えております。

○三井総括審議官 吉野先生からのご質問で、国際局をつくる、日本の金融業がどこで勝っていくとか将来の展望、それから女性のワークライフバランス、英語の点、多々ご指摘ありましたので、そこについての説明をさせていただきます。

まず、AFPACという海外当局者から行政官を受け入れて研修する仕組みでございまして、徐々に広げてきております。最初は、第1期生はモンゴルとベトナムで3人でしたが、今、恒常的に6、7人、主にアジアの国から受け入れていますが、これは次の事業年度では増やす方向で、これは予算要求などもして拡充していきたいと思っております。

若干英語にも絡むんですけれども、少し順不同で英語の話をさせていただきますと、この2年ぐらいで英語の研修については格段に拡充をしてきております。英語の専門業者、外部にお願いしまして、マンツーマンだったり、グループだったりもしておりますし、それから実地で海外に派遣をしたりということも増やしてきております。

それからもう1つ、AFPACの研究員は今、直近のタームで言いますと、銀行・保険・証券それぞれのセクター、セクターというのは行政部門から受け入れていまして、それぞれの現場、その企画部門だったり、監督・検査の原課にそれぞれ数週間ずつですけれども、回して、原課に入ってもらって仕事をしています。そこでの使用言語は英語でやっていま

して、来ていただいている方々からしてみても第2外国語で、日本人からしても外国語でということなので、ネイティブと話しているようなわけにはいきませんが、そこはそこで外国人との、カルチャーの違う行政官と一緒にあって実際の仕事をすることによって、海外あるいは英語と接する機会を増やすという内部職員の育成という観点も入れて、今そういうこともやっております。

ご指摘のありました研修講師としてアルバイトの活用とかのアイデアをいただきましたので、さらに研修の充実とか英語力の拡大についてはいろいろな知恵をいただきながら、さらに考えていきたいと思っております。

それとの関係で、国際局、今、なかなか新たな局を設置するというのは容易ではないものですから、国際局という形での局の設置はできておりませんが、今、国際部門のトップは金融国際審議官という準次官級の機構を去年の8月から頂戴してまして、その下に、実は今、スクラップで廃止しましたが、統括官という局長級のポストの人間を配置しております。局ではありませんが、局に準ずるような体制強化をするべくこれまで取り組んでおりまして、それでもまだまだ原課の国際化のグローバル対応しなきゃいけないということから見ると貧弱だと思います。10年前に比べて人員自体は国際担当している者だけでも倍で、原局で国際対応している者はカウント外でそれぐらいで、原課で国際対応している者も格段に増えてきています。

そこは引き続き国際対応を国内部局の人間もする、それから国際室でもする、それから、個々の職員の国際対応能力も上げる、こういう3つの側面からさらに努力してまいりたいと思います。

女性の活用とワークライフバランスですけれども、先生ご指摘のような、まさに同じ気持ちで私どもも取り組んでいまして、在宅勤務はかつてから少しずつできるようにしていますけれども、今年の7月から大幅に拡大しまして、自宅で個人のPCを使って職場のメールや、職場の共有フォルダといたしまして、職場の人間がアクセスして業務文書をつくるというものにも新たなソリューションを使ってセキュリティを確保しながらできるような仕組みを、これはトライアルベースでございますけれども、導入して、育児中あるいは産休などの職員を優先的にトライアルで使っていただこうと思っております。

これをトライアルしながら、いろんな問題点を解決しながら、将来的には本格施行していきたいと思っております。

それから、育児休業から復帰した女性職員を中心としまして、女性同士でワークライフ

バランスについてディスカッションする研修も、これも今年の7月から新たに実施することにしております。引き続きいろんな知恵を借りながら、そこを進めていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤検査局長 富田座長の2点目の金融仲介機能の発揮の話でございますけれども、「知って納得検査マニュアル」についても言及していただきまして、我々まさに金融仲介機能がどういう形で特に地域金融機関で発揮されているのかについて、検査等の場で検証してまいりました。ご指摘のように、金融機関自身が地域の代表的企業でございますので、その収益力を増強させるということは非常に大切であります。

どのように我々検証しているかという点、今年、特に地域金融機関と議論した1つのテーマは、持続可能なビジネスモデルというものをきちっと構築できているかどうかということでございます。ご案内のように、貸出金の利ざやが非常に薄くなっていて、そのみに頼っているだけでは持続可能な収益というものをきちんと確保できない。さまざまなビジネスモデルにトライしなければならないというようなことももちろんあるんですけども、しかし、やはり地域金融機関においては、目利き力を発揮した担保・保証に依存しない貸出が、地域における彼らのレゾナントルになっておりますし、金融機関が中心になって地域のさまざまな企業や産業を盛り上げようとする際に、貸出業務はどうしても彼らにとって欠くべからざるビジネスとして位置づけられると思っております。

そのビジネスモデルが持続可能かどうかを検証しておりまして、いろいろ見ていきますと、利ざやは下がってきているのですが、その下がり方が非常にマイルドな金融機関とか、金融機関によってやはりビジネスのやり方によって、ほかの金融機関とは差別化できるところがあるんですね。

それは何かというと、やはり相当程度、これは我々が検証した幾つかの例でございますけれども、地域に対するコミットメントが、頭取のコミットメントが非常に強い。強いコミットメントのもとに、本店と営業店が一体になった態勢をつくり、営業店の方々はできるだけシステム化を進めることによって、バックオフィスの業務をなくし、自分たちのお客さんと接触する時間を拡大している。

そういった中で本当に顧客といろいろ語らって、何が顧客企業の問題なのかを把握し、それに対して金融機関はどのように貢献できるのか、これは本店と一緒に考えて、そのソリューションを提供するといった形で、その意欲と態勢が非常にいい形で回っている。

こうしたことができていく地域金融機関は、貸出業務、苦しいとは言われていても、それなりの利ざやが確保できているところもあるということでございます。これは1つの例でございますけれども、そういった形で各金融機関がその地域の実情に応じて、こういった形でこの持続可能なビジネスモデルを確立しようとしているか。それを今年は見えてまいりましたし、今後も継続して検証していきたいと考えております。

○白川総務企画局参事官 それでは、富田座長からのご質問のありました国債市場の問題について、可能な範囲でお答えさせていただきます。私も理財局におりましたときから富田座長にはいろいろご指導いただきまして、国債市場の問題については大変関心を持って見ておるんですけれども、日本国債のリスクプレミアムの問題が金融規制の問題だけではないことはもちろんご案内のことだと思うんですけれども、我々も金融当局として、できる限り日本国債を使い勝手のいいものにすることが、日本の金融機関もしくは事業会社にとっても非常に大事なことだというふうに認識しております。

その意味では、日本国債を担保として取引に用いることがグローバルなマーケットでできる限りスムーズに行われるようにするということが1つ大事な要素かなというふうに考えておりまして、他の当局が日本国債をどういうふうに取り扱うのかというようなあたりについては、関心を持って、必要に応じて意見交換、情報交換するなどして、日本国債の安全性について説明するとともに、使い勝手をよくするような努力をしていくということを行っているところでございます。

それから、流動性については、先ほど翁委員に対するお答えの中でも申し上げましたとおり、規制の複合的な影響が債券市場の流動性に影響を与えていて、とりわけ国債市場に影響を与えている部分については注視しておるところでございます。繰り返しになりますけれども、影響度調査などをしっかり行うように主張するとともに、その複合的な影響がどうなるのかということを確認してから前へ進めるようにしていきたいと思っております。

バーゼル規制については、ご案内のとおり、今、大きく分けて2つプロジェクトが進んでいて、1つが金利リスク規制、これにつきましては先ほど市中協議案が出まして、各国裁量をどこまで認めるのかというところが主な違いとして、第1の柱にするのか、第2の柱にするのかという2案で今、市中協議が進んでおります。先生ご指摘のとおり、金融機関やマーケット関係者、ひいてはその裏にいらっしゃる事業会社の方々のご意見をしっかりお聞きして、できる限り日本のマーケットにとって適切な規制になるように努めていき

たいなというふうに思っています。

もう1つは、ソブリンリスクについての議論もパーゼル委員会で始まったところではありますが、これについては、ご指摘のとおり、影響が極めて大きいアジェンダになりますので、時間をかけて、さまざまな影響に目配りしながら慎重に議論を進めるように主張しているところでございます。以上です。

○三井総括審議官 富田先生のところで個人金融資産の形成についてのお話がありました。NISAの拡充とジュニアNISAの導入というのが28年度から始まります。これ、将来どういうふうに絵を描いているかということですが、運用益非課税ということで、そういう意味で、過去の日本の貯蓄に対して、貯蓄優遇をやめるという税制の流れからしてみますと、これはかなり思い切った税制だと思います。

最初の投資期間は5年間、トータル10年間の制度ですので、あと2年ぐらい経ちますと最初の投資期間の到来が近づいてくる。そうしますと、投資期間の終わりころでそれを売るのか、売らないのかとか、マーケットに対する影響は何らか起こり得ることから、そこについて今後、5年というのは延長するのか、行く行くは恒久化というのがマーケット参加者からの要望がありますけれども、それに向けてどういうことができるのか。それにつなげていくために、いろんな布石を打っていく必要があるかと思っておりますけれども、そのための戦略などを市場関係者とよく議論していく必要があると思っております。

そのためのハードルがまた幾つかありまして、もちろん将来的に資産形成についてどういう税制を描いていくというのを、個人的な投資だけではなくて、例えば退職給付であるとか、あるいは年金給付についての税制あるいはその支援措置、それが公的なものと、それから企業年金のようなものと、それから完全な個人型のもの、企業と個人の間にある確定拠出年金のようなものもありますので、そういうものとの棲み分けといいますか、全体像を、幅広い議論をしながらしていきたいと思っております。

とりわけ、もう1つの分野の確定拠出年金みたいな分野ですと、掛け金段階で所得控除がされて、これは運用益非課税であるNISAよりも相当程度所得課税の課税ベースを侵食するものになるものですから、インパクトがありますけれども、それとの関係でどういう絵を描いていくかというのは、かなり深いといえますか、広い議論が必要になりまして、その議論をよくしながら、かついろんな関係者の理解を得られるようなものを探りながらやっていく必要があると思っております。

それからもう1つは金融リテラシー、車の両輪だと思っていまして、現状でもジュニア

NISAが入りますと、0歳で資金を投資しますと、20歳まである程度資産がジュニアNISAというところでずっと固定化されるような格好になりますので、長期的な資産形成に適した投資信託などの商品の提供なり購入が求められるわけですが、現状で言いますと、依然としてやっぱり短期の比較的グローバルに分散された低リスクの投資商品というよりは、新興国通貨を組み込んで、デリバティブも組み込んで、ハイイールド商品も組み込んだようなものがある程度まだ売上げの上位を占めているようなところがありまして、そういう投資信託商品ですと二、三年で信託残高が半分になる、そういった商品がまだ多々あるところでございます。

最初の恒久化とか長期化の話とも絡むんですけれども、ここはサービスを提供する業界サイドの商品設計や販売のほうを、こういう長期の資産形成に適したものに、ウエイトを移してもらうということと、両輪で行くということと、もう1つは、2年前の金融経済教育研究会のレポートを受けまして、マップをつくったり、いろんな段階での講師派遣やら講座やら教育やらを進めていますし、今年では金融広報中央委員会の方々や、学校教育に携わっておられる方々とも連携しまして、学校教育の現場に照らし合わせたときのマップの中身というものを改訂したりさせていただいています。これは特効薬みたいに、この薬1本飲めば急に変わるというものではないので、すそ野を広げて、さらに取り組んでいきたいと思っています。

それから、最初、吉野先生のおっしゃっていた20年、30年の金融業というのについて、これは先生も参加していただいている金融資本市場活性化有識者会議でも2020年の姿について議論して、一定程度のレポートを一昨年12月、それから昨年6月にも頂戴しまして、先週にもフォローアップをさせていただいています。

何が強みになるかというのは、これは金融審議会でも議論しているFinTechとかIT、それから金融グループの議論と裏表の関係にもあって、どこを強みにして伸ばしていくかとか、FinTechとの関係でもととの金融サービスがかなり違った形で提供されるようになってきまして、こここのところかなり啓蒙的な審議をしていく必要があると思っています。

強みで言いますと、この金融資本市場活性化有識者会合で議論になりましたのは、シンガポールは外の資金を引っ張ってきて外に投資をするというので、華僑人脈とか華僑資本であるとか、低いタックスとか規制とか、極めて有利な条件にあると。それに比べて日本はなかなか、たくさん人口がいて産業もあるものですから、同じような制度インフラや人

口あるいはジオポリティクスな対応は難しいので、むしろ人口がたくさんあって、貯蓄もたくさんある、あるいはポテンシャルとして可能性がある技術や企業があるというものを生かした形での金融資本市場をつくっていかうと、こういうふうな議論がされています。

これらもまた参考にしながら、先生のご指導を得て、2020年、30年の絵をさらに具体化するとか、あるいは踏み込んだり、足元では相当大幅に環境が変わっていますので、それをリバイスしていくという作業もしていきたいと思っています。

以上です。

○富田座長 吉野委員、よろしゅうございますでしょうか。

本日は、たくさん貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。

では最後に、本日の会議の総括として、細溝長官より一言よろしくお願ひいたします。

○細溝長官 本日は長い時間、熱心なご討議をいただきましてありがとうございます。この1年を振り返って、いろんなことをやってまいりましたが、そうしたことについての先生方のご意見、非常に参考になると考えております。あと、私なりの考え方を申し述べたいと思います。

金融庁のミッションというのは金融庁の設置法にありまして、これは金融システムの安定と利用者保護と円滑な金融、この3つであります。この3つのミッションの重点の置き具合は年度によって違いますが、確かに田辺先生がおっしゃったように、最近はバランスがとれた金融行政になりつつあるというふうに思っております。

そうした中で、まず最初の金融システムの安定ですが、マクロ・プルーデンス、これは先ほど森局長がお答えしましたように、マーケットの状況、金融取引が何が起きているのか、これを常に把握する、これはグローバルなものや国内のものがございますが、そして、どこにどんなリスクが、潜在的リスクがあるのか。それはどの程度の規模で、どんな出現確率で起きてくるであろうかといったことを常に我々はアンテナを張っている必要があるかと思っております。

各銀行、各金融機関はストレステストとかをやっているわけですが、これは一種将来は過去の延長であるという発想で見えていますので、予想もしないことが起こるとどうしようもないですし、共時性を考えていないというVaRの話がございましたが、そういった欠陥もあろうかと思っております。そうしたことも含め、いろんなことをやりながら見ていくしかない。金融当局としてはマクロ・プルーデンスの手法をどうするか、例えば行政的に積立・引当率を上げるとか、そういったことをやっている国もあります。日本ではそういうこと

をやっています。そういった意味で、手法もいろいろ検討していく必要があるかもしれません。

そうした中で、国際金融規制改革で、確かにおっしゃったように英米独が過剰になりがちでございます。日本は健全性の確保と成長資金の供給、このバランスをとるべきであるというのをこの20年来の経験をもとに主張しておりますが、いかんせんいろいろな一つの部分均衡をやりながら一般均衡をとりますと、ツーヘビーになるとかというのは翁先生おっしゃったとおりでありまして、そうした点について国際会議等の場で、要は影響度調査を見ながらそういうことをきちんと慎重に全部を議論してやるべきであるということ を主張しております。

2番目の利用者保護でございますが、いろんな規制を導入し、それをエンフォースメントするというところでございますが、頭の中で大別すると、規制導入には後追い型と先取り型があります。後追い型は、典型的なのは、証券関係で事故が起こって、社会事件になって、それを発生させないためにはどうすべきかという観点から規制を入れていくといったものでございます。こういった規制の眼目は、規制を入れて終わりではなくて、その規制を入れた結果、そうした不正や事故がどれだけ減ったか、もっと言えば、大きな事件は起きなくなって、小さな事件で済んでいるというような状況になると、それは成功であるというふうに思います。

ただ、後追いと先取りは、これは渾然一体となっていて、例えば資金決済法をつくるときに、収納代行とか代引きとかはもう既に野放しでやっておられて、それに対して後追いの規制をかけようとして大抵抗を受けました。結局は、法文上は明確に適用除外していませんが、エンフォースメントしないという状況で法律を運用しています。ただ、それ以外の分野では確かに銀行法の為替業務、銀行の独占業務をその他の業者に解放したわけですから、これは新たなイノベーションを出したと思っております。

それともう1つ、先取りで言いますと、金商法をつくるときに63条業者という非常にフェザータッチな規制を入れました。届出でやるわけですが、当時はアメリカのヘッジファンドの運用業者に対する規制がしり抜けになっていましたので、世界でこんな実効性のある規制を入れたのは初めてだと言われました。ただし、中身は単なる届出でありまして、行政処分もできない。そうしたことで始まりました。それをやるときにプライベートエクイティの人たちとかは大反対したので、とりあえずそういうことで始めた。

そうした中で問題が起きてくれば規制を強めていかざるを得ない、そういう手法しかな

いということで、先取りをした規制はそういうフェザータッチだったんですが、プロ向けファンドについて今回法律改正ができたということで、届出業者でありながら行政処分ができるという、当時は考えられなかった手法を法制局が認めてくれました。

これからF i n T e c hとか金融グループとか、割と先取りの規制の議論をやることになると思います。この先取りの規制の議論は、いわば推進力に乏しい法律になります。そうした意味では行政当局としても難しいものを狙っていくことになろうかと思っております。

それから3番目の金融の円滑ですが、現在、デフレ脱却を目指して日本国内津々浦々で資金の目詰まりが起きていないか、これは直接金融、間接金融ともにですが、そうした意味でベンチャーキャピタルはきちんとワークしているのか、それから事業性融資がきちんとできているかといったことを我々は念頭にチェックしております。

そうしたときに、銀行のほうでもこの頃は、我々は単に融資をして金利を稼いで終わりというのではなくて、我々のビジネスモデルはむしろ顧客に寄り添ってコンサルティングをしながら、時には融資をし、時にはいろんな商品をあっせんし、そうした形で収益を稼がせていただくというようなビジネスモデルに変わりつつあるなということを金融機関の経営者自身が感じているようであります。それこそ我々がまさに目指したものでございます。

要は、顧客のためになる金融、顧客のためになる金融機関になってほしい。逆に言えば、いかに今まで顧客をないがしろにした短期的収益を追求しているような人たちとかリスクテイクをしないといったようなことがあったかということでありまして、これは非常に金融機関に対して意識改革を求めています。顧客第一主義、ウィンウィンになってくれと。ないしは投資家との関係でいえば、フィデューシャリー・デューティーをきちんと果たしてほしいといったことをお願いしております。

そうした意味で、金融庁3大ミッション、それぞれについて課題があり、これまでも取り組み、今後ともそうしたことが課題になろうかと思っております。

最後に2つほど。国際対応でいろいろご意見をいただきました。J I C Aのような機関、J I C Aは国別支援態勢をつくっていますので、総合支援態勢をつくっていますので、これを活用することは当然だと思っておりますが、金融庁内でいいますと、オンオフ一体のモニタリングをやっておりますけれども、私、本当は国内外もある意味、同一人物がある程度やるということが重要だろうと思っております。臨場感のある監督をやっている人間が

国際会議に行くとか、アジアの人たちと一緒に仕事をした経験を国内で生かすとか、そういったことだろうと思っておりまして、ここが人的リソースをいかに融通するかということだろうと思います。

それから次に、金融リテラシーなんですけど、これは金融機関にフィデューシャリー・デューティーを求めますけれども、金融機関の利用者に対しても、お任せ金融を何とか変えてもらえませんか、自分のお金を自分で運用するといったマインドになっていただければありがたいということで、NISAのような商品設計のものを税制優遇措置を講じていると。これは日本人が終身雇用でお任せ、退職金を企業に運用してもらってお任せでやっているのと似たような面がありますので、どこまで日本人の気持ちが変わるかということにもつながってきますので、非常に難しい、長い時間かけて取り組まなきゃいけない課題だと思っております。

金融庁は、そういった感じで今1,600人弱の人間で仕事をやっております、ぜひ今後とも忌憚ないご意見、おしかり、ご示唆等々をいただければありがたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○富田座長 細溝長官、どうもありがとうございました。

事務局においては、本日の会議で委員の皆様方からいただいたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、評価書及び実施計画を取りまとめていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○大島政策評価室長 本日は、お忙しい中ありがとうございました。

手短かに連絡事項を申し上げます。まず、実績評価書、実施計画の修正につきましては、委員の皆様方に個別にご連絡をさせていただきます。

それから、本日の資料、議事要旨、議事録につきましては、後日公表をさせていただきます。有識者委員の皆様方におかれましては、議事要旨、議事録のご確認を事務的にお願いしたいと思っております。私からは以上でございます。

○富田座長 予定の議事も全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

午後7時38分 閉会